

kotobank.jp

監査法人とは - コトバンク

日本大百科全書(ニッポニカ),ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典,ASCII.jp デジタル用語辞典,株式公開用語辞典,デジタル大辞泉,会計用語キーワード辞典,百科事典マイペディア,世界大百科事典内言及

[日本大百科全書\(ニッポニカ\)](#)「監査法人」の解説

監査法人

かんさほうじん

[公認会計士](#)5人以上が[社員](#)(出資者)となり、内閣総理大臣の認可を受けて設立される[公認会計士法](#)上の特別[法人](#)。上場会社などの大企業に対する[会計監査](#)を個人組織の会計事務所が行うことの限界が指摘されたため、組織的[監査](#)体制を実現すべく、1966年(昭和41)の公認会計士法改正により[制度化](#)された。旧公認会計士法では、社員は全員が[業務](#)執行権をもつと同時に、業務について無限連帯責任を負うことになっていた。法律上の[形態](#)としては[合名会社](#)に近い制度であるが、規模の拡大により経営実態にあわなくなってきた。そのため、2008年(平成20)6月、公認会計士法等の一部が改正され、社員の全部を有限責任社員とする「有限責任監査法人」の制度が導入された。この制度では、有限責任監査法人の財産をもって完済することができない債務がある場合は、監査証明ごとに指定し通知する業務を担当する者、すなわち「指定有限責任社員」がその債務を弁済する責任を負い、それ以外の社員は出資の価額を限度として責任を負うことになる。また、この制度を採用する見返りとして、最低資本金額(社員の総数に100万円を乗じた額)や損害賠償責任保険への加入、[計算書類](#)に関する[監査報告書](#)の開示などが制度化された。

2009年12月末現在の監査法人数は195社に達し、大手監査法人は、国際的な会計事務所と提携してグローバルな監査業務を展開している。

[長谷川哲嘉・中村義人]

『池田唯一・三井秀範監修、大来志郎・野崎彰・町田行人著『新しい公認会計士・監査法人監査制度――公正な金融・資本市場の確保に向けて』(2009・第一法規)』

出典 小学館 日本大百科全書(ニッポニカ)日本大百科全書(ニッポニカ)について [情報](#) | [凡例](#)

[ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典](#)「監査法人」の解説

監査法人

かんさほうじん

監査証明業務を行なう[法人](#)(公認会計士法1条の3の3, 2条1項)。5人以上の[公認会計士](#)を社員(出資者)として構成される(34条の7)。[会計監査人](#)としての財務書類(→[財務諸表](#))の[監査](#), 証明およびコンサルティングなどをおもな業務とする。設立の際には[内閣総理大臣](#)への届け出を要する(34条

の9の2)。欧米の公認会計士事務所の[パートナーシップ](#)制度にならい、1966年[公認会計士法の改正](#)により設置された。監査法人制度設置の[目的](#)は、監査を受ける会社の大規模化と多様化、それに伴う監査業務の複雑化に組織的に対応し、被監査会社などの外部圧力に対する監査人の独立性、損害賠償能力を向上させることだった。当初、監査法人のすべての社員は、[合名会社](#)と同様に損害賠償の無限連帯責任を負うと規定されたが、2007年、損害賠償にあたって特定の業務に関与していない社員の責任を出資の価額の範囲に限定する、[合同会社](#)に類する有限監査法人制度が新設された。今日では新日本、トーマツ、あずさ、PwCあらかの4大監査法人が日本での市場を寡占し、それぞれが、世界の4大会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤング E&Y、デロイト・トウシュ・トーマツ、KPMG、プライスウォーターハウスクーパース PwCと提携して国際的に監査業務を行なっている。

出典 [ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典](#)ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典について [情報](#)

[ASCII.jpデジタル用語辞典](#)「監査法人」の解説

監査法人

公認会計士が5人以上集まり設立する法人のこと。企業の会計監査人となり、[証券取引法](#)や[商法](#)に基づく財務諸表などをチェックし、各種法令に照らして適性意見書と監査報告書に署名し会社に提示。受け取った会社は財務諸表や計算書類とともに[利害関係者](#)に提示し、[自ら](#)作成したそれら書類の[妥当性](#)を証明する。2005年のカネボウ[粉飾決算](#)事件では、某監査法人の代表社員4名が関わったとされ、証券取引等監視委員会と東京地検特捜部が合同で強制調査が入ったが、それをきっかけに監査法人に対する社会的責任の重さの[認識](#)が強まっている。

出典 [ASCII.jpデジタル用語辞典](#)ASCII.jpデジタル用語辞典について [情報](#)

[株式公開用語辞典](#)「監査法人」の解説

監査法人

公認会計士法に基づいて設立される法人。監査証明業務を組織的に行うことを目的とする。5人以上の公認会計士によって設立され、合名会社の形態をとっている。監査法人の社員(出資者)は公認会計士でなければならない。監査法人は、組織的な監査の[実施](#)をより効果的に行い公認会計士監査を[拡充](#)・強化することを目的として、昭和41年の公認会計士法改正により公認会計士法上の[特殊法人](#)として制度化された。

出典 [株式公開支援専門会社\(株\)イーコンサルタント](#)株式公開用語辞典について [情報](#)

[デジタル大辞泉](#)「監査法人」の解説

かんさ-ほうじん[-ハフジン]【監査法人】

5人以上の[公認会計士](#)が集まって設立する[法人](#)。大企業の会計監査を主な業務とする。昭和41年(1966)の公認会計士法改正により制度化された。

出典 [小学館](#)デジタル大辞泉について [情報](#) | [凡例](#)

[会計用語キーワード辞典](#)「監査法人」の解説

監査法人

公認会計士法に基づいて設立される法人のこと。目的は、監査証明業務を組織的に行うことです。

出典 [\(株\)シクミカ:運営「会計用語キーワード辞典」](#)会計用語キーワード辞典について [情報](#)

百科事典マイペディア「監査法人」の解説

出典 [株式会社平凡社百科事典マイペディア](#)について [情報](#)

世界大百科事典内の監査法人の言及

【会計監査】より

... 会計監査は独立かつ公正な立場でなされなければならないから、会計記録に関与していない第三者によって行われなければならない。この第三者には企業内における第三者と企業外における第三者とがあり、前者には企業の内部監査課や[監査役](#)などがあり、後者には[公認会計士](#)と監査法人(5名以上の公認会計士によって共同で設立された法人。[会計監査人](#)は公認会計士・監査法人のいずれかでなければならない)がある。...

【会計監査人】より

...同法は一部の会社につきこの要件を暫定的に免除していたが、81年改正によりその暫定措置を廃止するとともに、負債総額200億円以上の株式会社にも適用することにした(商法特例法2条)。会計監査人は公認会計士または監査法人でなければならない。監査法人は合名会社に似た組織であり、5名以上必要なその社員はすべて公認会計士である(公認会計士法34条の4)。...

※「監査法人」について言及している用語解説の一部を掲載しています。

出典 | [株式会社平凡社世界大百科事典 第2版](#)について | [情報](#)